## 議案第112号

## 琴浦町税条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年12月 3 日 提 出 琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

## 令和3年琴浦町条例第 号

## 琴浦町税条例の一部を改正する条例

琴浦町税条例(平成16年琴浦町条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2及び3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で 定める住民の福祉の増進に寄与する寄附 金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例 第10号)第24条の4第4項に規定する寄 附金のうち、次の表に掲げる法人に対す る同表の右欄に定める期間内に支出され た寄附金とする。				(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2及び3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で 定める住民の福祉の増進に寄与する寄附 金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例 第10号)第24条の4第4項に規定する寄 附金のうち、次の表に掲げる法人に対す る同表の右欄に定める期間内に支出され た寄附金とする。			
名称	主たる事務所の所在地	期間		名称   名称	主たる事務所の所在地	期間	
略				略			
特定非営利 活動法人倉 吉鴨水館	倉吉市下田 中町801	令和2年8 月1日から 令和7年7 月31日まで		特定非営利活動法人倉 吉鴨水館	倉吉市下田 中町801	令和2年8 月1日から 令和7年7 月31日まで	
特定非営利 活動法人未 来	倉吉市東仲 町 2571	令和3年 11月1日 から令和8 年10月31 日まで					

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の琴浦町税条例第34条の7第4項の規定は、町民税所得割の納税義 務者が令和3年11日1日以降に支出する同項に規定する寄附金について適用する。